

大津市設計違算等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事又は委託（測量並びに工事に係る補償積算、調査及び設計の委託に限る。以下同じ。）に係る入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）において、設計違算等が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「設計違算等」とは、仕様書、設計図、金抜設計書等（以下「設計図書」という。）における積算基準及び単価の適用誤り、数量の違い、費用の計上漏れ、記載誤り等の理由による設計金額の誤り（各項目の積算金額の誤りを含む。）をいい、積算数量等の不整合は含まないものとする。

(設計違算等の報告及び対応)

第3条 設計を担当する所属の長（以下「設計担当所属長」という。）は、設計違算等が判明した場合（積算疑義の申立て（大津市入札に係る積算疑義申立て手続に関する要綱（令和3年制定）第3条第2項に規定する積算疑義の申立てをいう。以下同じ。）により判明した場合を除く。）は、速やかにその内容を設計違算等報告書（様式第1号）により契約検査課長へ報告するものとする。

2 契約検査課長は、前項の報告を受けたときは、第5条から第7条までに定めるところにより対応するものとする。

(積算疑義の申立てに対する対応)

第4条 契約検査課長は、積算疑義の申立てがあったときは、速やかに、設計担当所属長に疑義申立書その他疑義を申し立てた者が提出した書面の写しを送付するものとする。

2 設計担当所属長は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、速やかに確認を行い、その結果を積算疑義に係る確認結果報告書（様式第2号）により契約検査課長へ報告するものとする。

3 契約検査課長は、前項の報告により設計違算等が判明したときは、次条から第7条までに定めるところにより対応するものとする。

(公告後から開札前までの対応)

第5条 一般競争入札における公告又は指名競争入札における指名の通知（受注希望型の場合にあっては、入札の案内）を行った後開札するまでの間に設計違算等があることが判明した場合は、当該入札を中止するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、入札を続行することができる。

- (1) 入札参加資格要件に変更がないこと。
- (2) 当該設計違算等の内容が、入札参加者の応札金額に影響するものでないこと。
- (3) 入札参加者に訂正した設計図書を周知すること等により、競争の公正性が確保できること。
- (4) 予定価格が増額となる場合にあっては、予算が確保されていること。
- (5) 予定価格が増額となる場合において、当該入札の執行に係る内部決裁の決裁権者が変わるときは、変更後の決裁権者から決裁を得られること。

- (6) その他入札の透明性及び公正性を阻害し、又は本市の業務上の支障を生じさせることとならないこと。

(開札後から契約締結前までの対応)

第6条 開札した後契約を締結するまでの間に設計違算等があることが判明した場合は、当該入札を中止し、又は当該入札に係る落札者の決定を取り消すものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、予定価格又は最低制限価格を訂正し、改めて開札を行うことができる。

- (1) 入札参加資格要件に変更がないこと。
- (2) 当該設計違算等の内容が、入札参加者の応札金額に影響するものでないこと。
- (3) 予定価格の算出根拠又は最低制限価格の算定方法があらかじめ客観的に明らかであったと認められること。
- (4) 落札額について予算が確保されていること。
- (5) 予定価格が増額となる場合において、当該入札の執行に係る内部決裁の決裁権者が変わるときは、変更後の決裁権者から決裁を得られること。
- (6) その他入札の透明性及び公正性を阻害し、又は本市の業務上の支障を生じさせることとならないこと。

(契約締結後の対応)

第7条 契約を締結した後に設計違算等があったことが判明した場合は、次に掲げる事項を総合的に勘案し、契約を継続するか、又は相手方に契約解除に向けた協議を申し入れるかを決定するものとする。

- (1) 工事又は委託業務の進捗状況
- (2) 当該設計違算等の内容
- (3) 相手方の契約変更に応じる意思の有無
- (4) 契約を解除した場合に本市が支払うべき損害賠償金の額
- (5) 契約を継続又は解除することにより本市の業務又は社会に与える影響

(原因及び対策の報告等)

第8条 設計担当所属長は、設計違算等が生じたときは、その原因を調査するとともに、再発防止策を講じた上、その内容を設計違算等に係る原因及び対策報告書（様式第3号）により契約検査課長へ報告するものとする。

(準用等)

第9条 第3条から前条までの規定は、本市が発注する工事又は委託に係る入札の予定価格、最低制限価格、調査基準価格、数値的判断基準価格等の設定の誤りについて準用する。

- 2 本市が発注する工事又は委託であって見積合わせを実施した上で随意契約を締結するものに係る設計違算等については、この要領に定める手続の例により処理するものとする。

(その他)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和３年３月９日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

総務部契約検査課長 様

部 課（室）長

設計違算等報告書

下記の工事又は委託について設計違算等が判明しましたので、大津市設計違算等に関する事務取扱要領第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 入札の概要

工事又は委託業務の名称	
当初入札（予定）日	年 月 日
設 計 金 額	円

2 設計違算等の内容

3 設計金額の変更額

変更前：

変更後：

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

総務部契約検査課長 様

部 課（室）長

積算疑義に係る確認結果報告書

下記の工事又は委託について申し立てられた積算疑義について、確認を行いましたので、大津市設計違算等に関する事務取扱要領第4条第2項の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 入札の概要

工事又は委託業務の名称	
当初入札（予定）日	年 月 日
設 計 金 額	円

2 設計違算等の有無

3 確認の結果の内容

4 設計金額に変更がある場合にあっては、その額

変更前：

変更後：

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

総務部契約検査課長 様

部 課（室）長

設計違算等に係る原因及び対策報告書

下記の工事又は委託に係る入札に関する設計違算等について、その原因を調査し、再発防止策を講じたので、大津市設計違算等に関する事務取扱要領第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 入札の概要

工事又は委託業務の名称	
当初入札（予定）日	年 月 日
設 計 金 額	円

2 設計違算等の判明に至るまでの経緯

3 設計違算等が生じた原因

4 設計違算等の再発防止策の内容